上欄	中欄	下欄					
名称	関係告示	名称及び員数	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
奥家住宅（広島県双三郡吉舎町）	昭和五十三年文部省告示第十一号	・土蔵　一棟 ・附土蔵普請覚日記　一冊 ・附家相略図　一枚 ・土地	奥家住宅（広島県双三郡吉舎町） 主屋 土蔵	二棟	桁行一五・二メートル、梁間九・一メートル、入母屋造、茅葺、東面庇付、鉄板葺、台所部　桁行四・六メートル、梁間九・〇メートル、両下造、南面主要部に接続、桟瓦葺 附・本宅普請萬覚帳　一冊 天明八年申九月の記がある 土蔵造、桁行六・〇メートル、梁間五・〇メートル、二階建、切妻造、桟瓦葺 附・土蔵普請覚日記　一冊 文化九年申正月二四日の記がある 附・家相略図　一枚 明治二八年未十月吉日の記がある 宅地　一、八八九・二五平方メートル 六三四番、六三五番二 右地域内の木小屋、物置及び漬物小屋、牛小屋を含む	奥　博光	大阪府吹田市千里山西四丁目三九番A―一〇九号	広島県三次市吉舎町敷地六三四番地

○文部科学省告示第百四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月二十五日

文部科学大臣　馳　浩

名称	所在地	区域	面積
名古屋市有松伝統的建造物群保存地区	愛知県名古屋市	名古屋市緑区有松の一部 備考　区域に関する図面を、名古屋市教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。	約七・三ヘクタール
彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区	滋賀県彦根市	彦根市河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目及び芹町の各一部 備考　区域に関する図面を、滋賀県教育委員会並びに彦根市教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。	約五・〇ヘクタール

○厚生労働省告示第二百九十二号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、平成二十八年八月一日から平成二十九年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は平成二十八年八月から平成二十九年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

平成二十八年七月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	四、七四三円	一三、二六四円
二十歳以上二十五歳未満	五、三二四円	一三、二六四円
二十五歳以上三十歳未満	五、八八四円	一三、九三四円